

吉田整形外科医院 訪問・介護予防訪問リハビリテーション 運営規程

(1) 事業目的

第1条

この事業所が行う指定訪問・介護予防訪問リハビリテーションの事業は、この地域で要介護状態になった利用者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を、適切なリハビリテーション計画にのっとり行うことを目的とする。

(2) 運営方針

第2条 運営方針は次に掲げるところによるものとする。

- ① 指定訪問・介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するように、その目的を設定し、計画的に行うものとする。
- ② 常にその提供する指定訪問・介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、齟齬があればその改善を図るものとする。
- ③ 指定訪問・介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び指定訪問・介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- ④ 指定訪問・介護予防訪問リハビリテーション従業員は、指定訪問・介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- ⑤ 指定訪問・介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況を的確に把握しつつ、利用者に対し適切なサービスを提供する。

(3) 事業所の名称及び所在地

第3条

- ① 名称：吉田整形外科医院
- ② 所在地：神奈川県小田原市扇町4丁目7番15号

(4) 従業員の職種、員数及び職務内容

第4条 この事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名

管理者は従業員の管理、指定訪問・介護予防訪問リハビリテーションの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

③ 医師 2名

④ 訪問リハビリテーションの従業員

理学療法士 5名

指定訪問・介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる。

(5) 営業日、営業時間等

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は次のとおりとする。

① 営業日：月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を除く。

② 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

③ サービス提供時間：午前8時30分から午後6時00分までとする。

(6) 利用料及びその他の費用

第6条 指定訪問・介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問・介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の額とする。

① その他の費用

利用者の住居において、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気等の費用は、利用者の負担とする。

(7) 通常の事業の実施地域

第7条 通常の事業の実施地域は小田原市、南足柄市、足柄下郡、足柄上郡の区域とする。その他の近隣市町村で要望があれば考慮する。

(8) 緊急時における対応方法

第 8 条 指定訪問・介護予防訪問リハビリテーションに当たる従業員は、現に指定訪問・介護予防訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(9) その他運営に関する重要事項

第 9 条 指定訪問・介護予防訪問リハビリテーションに当たる従業員の資質向上のために、次のとおりの研修の機会を設けるものとする。

- ①採用時研修：採用後 1 カ月以内
- ② 継続研修：毎日のカンファレンスの際必要に応じ取り入れる。
- ③ 従業員は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を洩らしてはならない。
- ④ 従業員であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得たその家族の秘密を洩らすことがないよう、従業員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とするものとする。
- ⑤ この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人 仁知会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- ⑥ 利用者からの苦情、相談等に対しては受けた者が真摯に聞き取り、調査をして協議の上責任をもって回答する。

附則

この規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

令和 1 年	10 月	一部修正
令和 1 年	12 月	一部修正
令和 3 年	4 月	一部修正
令和 5 年	5 月	一部改正